

一一ノ三八 江戸時代後期に於ける多聞院修復の様子

寄託文書資料

八・一二一・一三一・一三二・一三五

一三六・一三七・一三八・一三九・一四〇

## 解説

笠置寺三院の内多聞院は江戸時代中期には元弘の役で焼け落ちた般若台の高台にあり（多聞院毘沙門天王記 延宝九年 一六八一年）台風時の強い風雨や冬の季節風がともに吹き付ける場所にあったため建物に与える被害が多く、修理やその他保守には大きなエネルギーを要した。江戸後期の保守の様子を寄託文書に見てみよう。

### 多聞院本尊毘沙門天像の宮殿造立

多聞院本尊毘沙門天像は厨子に納置されない状態で安置されていたため、像の傷みが激しかった。安永二年（一七七三年）、当時住持であった快庵が之を憂い、本尊を修理しこの像を納置する宮殿（厨子）建立を発願した（資料一）。快庵は安永二年頃から天明七年頃までの十五年に及ぶ長期間に亘り住持を務めていたため長期的な視野のもとでこれらの仕事を継続できたのであろう。

安永二年（一七七三年）厨子の見積もりを仏師から取り寄せ、その見積もりをもとに山城大和領内で寄進を募り、安永五年（一七七六年）七月、本尊再興並に両脇士を納置する宮殿造立を完成した（資料二 宮殿背面）。

快庵はその二年後の安永七年に朽廃の進んできた多聞院の抜本的な修復に取りかかるべく藩に援助を願った（資料三）。修理の終わった本尊毘沙門天は般若台持仏堂に再び安置して多聞院が修理のなつた暁に多聞院に戻そうと考えたようである。

しかし事態は変わって毘沙門天を安置していた持仏堂が火災に遭い、避難した本尊は多聞院内仮仏間に安置せざるを得なくなった。ここに本尊を安置する持仏堂の建設が急務となった。これが寛政九年（一七九七年）の藩に対する毘沙門堂再建の願い書である（資料四）。

願い書によれば、藩に遠慮したのであるうか、計画した持仏堂は般若台よりも自然条件が比較的良好い多聞院境内に飯堂の名目で信者から資金を得て桁行式間半、梁行式間と現在の毘沙門堂の半分ほどの大きさで建築するという控え目なものであった。

飯堂建設の願い書は三カ月で認められ、扱いの大工の承認を願い（資料五）翌年の寛政十年に完成して入仏供養が行われた（棟札では先住快慧、現住実運とある）

しかしこの毘沙門天堂は永くは持たなかった。藩の記録である庁事類編によれば、寛政十一年（一七九九年）八月に台風襲来の記録があり、これによって完成して間もない持仏堂が大破したようで、享和三年（一八〇三年）新しく桁行四間半の本格的な堂の再建計画が具体化した（資料六）。

資料六の「笠置山多聞院破損ニ付繕入用下積帳控」によると、この再建の総費用は約二百四十万円（一貫百八十九匁、一匁二千円として）を要し、桧杣尺もの六本、桧桁四間半、四寸も

の四本、桧七尺五寸梁木三十二本などの経費が計上されている。

堂は翌年の文化元年（二八〇四年）三月に完成して入仏供養が行われた。毘沙門天の修復や持仏堂の再建に至る三十一年間の内相当期間尽力した快嚴は既にいなかった。

完成した毘沙門堂の入佛供養結縁灌頂執行は同年三月二十四日から十五日間行われた（資料八）。このときの現住は寛政十年の際と同じく実運であろう。

参拝客集めのため境内で辻内小見世物などの興業を行い、毘沙門天をはじめとする靈仏、靈宝を公開した。これらは事前には宣伝のため看板を京都五条橋西詰、大坂日本橋北詰へも建札した。庶民が歩いて京大阪から来るには結構日時を要するが、笠置寺の名は結構広がっていたのである。

笠置山山頂は気象条件の激しい場所で毘沙門天堂はその後、明治二十九年に暴風により破損し、同三十一年に修繕落成を行っている。次ページの左下の写真がそれである。なお真ん中は平成十六年新装（右側）になる前のもので左側にあるのは昭和初期に増築された客殿で近年山の家として使われていた。

#### 多聞院本尊毘沙門天像について

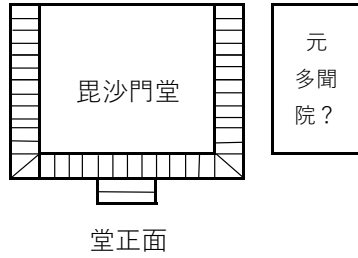
毘沙門天像は平成十七年阪大調査では鎌倉時代前期、慶派仏師の諸作例の特徴があるとされている。笠置寺に保存されている笠置寺多聞院毘沙門天王記（延宝九 一六八一年）では楠木正成が後醍醐天皇の召しに応じて出兵するときに手ずから彫刻し盤若台に寄付し、これまでの本尊に代えたとある。しかしこれは後世の言い伝えに過ぎない。果たして元弘の役以前から笠置寺に安置されていたかどうかは分からない。

貞慶時代や元弘の役前の宗性の時代にも毘沙門天が笠置寺に於いて信仰の対象になっていた記録はなく、元弘の役の後に楠木正成の活躍に絡んでこの像が笠置寺にもたらされ、多聞院が設立されたと思われる。

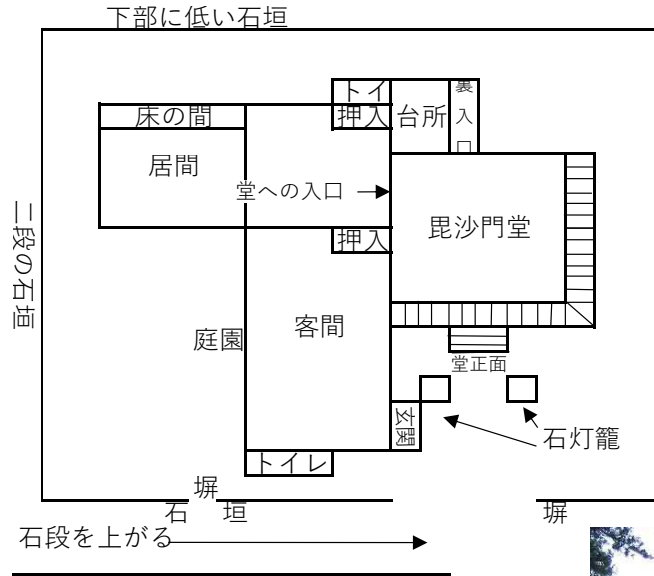
以上

# 毘沙門堂の推移

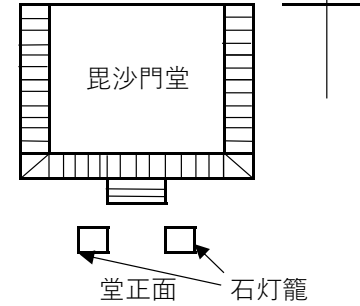
大正時代の毘沙門堂



平成改築前の毘沙門堂 第二次大戦後は山の家として利用



平成16年改築後



建坪、様式は旧来とおなじくし、屋根を銅板葺にした。周囲の建物は取り払いすっきりさせた。



資料一

安永二年（一七七三年）六月 資料八号

毘沙門天安置の厨子建立見積もり

解説 毘沙門天安置のための厨子の見積もりを仏師に依頼したもの。この厨子は安永五年七月に完成。平成十六年五月、毘沙門天堂を改築した際、黒ずんでいた厨子を洗浄した結果、往古の金色の輝きを取り戻した。完成品がここにいう上々仕立か極上仕立なのかは判然としない。この資料は後半だけが残存しているもので、表題、前半部分などは不明である。

平成十六年五月改築なった毘沙門堂本尊を安置するこの厨子背面から以下の建立の記が見つかった。

抑當院多聞天王者日本武將楠多聞兵衛正成公彫刻之本尊也。委由来者山内之宝蔵別一卷在之。

然從元亨之比、星霜良久經、其上厨子無之、山頂烟霧深、尊像及破禎（損？）。故貧道本尊再

興并宮殿建立發志願處、館合城和兩州之御領分村々勸幣有信之輩、而本尊再興及兩脇土宮殿

造立成就之功遂了。仍以記者也。

時安永五丙申年七月吉日

立（笠）置山多聞院現住

快嚴

世話人北立（笠）置

森嶋八五良

同斷 南立（笠）置

大倉善右衛門

原文

（前半脱）

金箔屋祢之上、桧皮色塗、如花生船極上下

金欄卷印形等雲間彩色万事念入可申候、

右之経文、絵図之通、少も無相違念入仕立

上々仕立 工科金 拾八両貳歩

極上仕立 工科金 貳拾六両三歩

一右道中、外箱、人足ちん等ハ右工料之外ニ而

御座候、

安永二年巳（一七七三年）六月

大仏師

鈴木桃蹊<sup>印</sup>

笠置山

多聞院様

資料二

本尊多聞天再興厨子建立之記

出典 毘沙門天本尊の厨子背面の文

解説 平成十六年五月、改築なった毘沙門堂の本尊を安置する厨子を修復した際に背面で  
発見された建立の記。

原文

本尊多聞天再興厨子建立之記

抑当院多聞天王者日本武将楠多聞兵衛正成公

彫刻之守本尊也委由来者山内之室蔵別

一卷在之然從元亨之比星霜良久經其上

厨子無之山頂烟霧深尊像及破禎(損か)故、貧道

本尊再興并宮殿建立発志願処、

館命城和兩州之御領分村ニ勸幣有信之

輩而本尊再興及両脇土宮殿造立成就之

功遂了仍以記者也

時安永五丙申年七月吉日

立(筭)置山多聞院現住

快嚴

世話人北立(筭)置

森嶋八五良

同斷 南立(筭)置

大倉善右衛門

師 京室町

鈴木桃蹊

読み下し文

本尊多聞天再興厨子建立の記

抑も当院多聞天王は日本武将、楠多聞兵衛正成公彫刻の守本尊也。委に由来は山内の室蔵ママに別ママに一卷(注二)之れ在り。然るに元亨の比従り、星霜(移り変わる年月のこと)良久(かなり久しく)に経たり。其の上厨子之れ無く、山頂の烟霧深く、尊像破損に及ぶ故に、貧道(僧が自分を下している言葉)本尊再興並びに宮殿(厨子)建立の志願を發する処、館命にて城和(注二)兩州のご領分の村々に、有信の輩に勸幣して本尊再興及び両脇土の宮殿造立の成就の功遂げ了んぬ。仍って以て記する者也。

時安永五丙申年(一七七六年)七月吉日

立(筭)置山多聞院現住

快嚴

世話人北立(笠置)

森嶋八五良(注三)

同斷 南立(笠置)

大倉善右衛門(注三)

大仏師 京室町

鈴木桃蹊

注一、笠置寺多聞院毘沙門天王記(延宝九年 一六八一年)を指す。

注二、城和とは山城、大和の略称

注三、森嶋、大倉両家とも笠置浜に於ける木津川水運の船株を有する笠置の有力者

資料三

安永七年（一七七八年）十二月 寄託文書一三二二号

多聞院破損に付き修復助成願い

解説 安永五年七月に完成した多聞院本尊毘沙門天像安置の厨子（宮殿）を納めるための堂の修復。

多聞院が老朽化し、現住持快嚴（天明七（一七八七年）一月のサイン有り。寄託文書一三二四）は多聞院住持就任以来十年にわたり修繕に努めてきたがさらに破損が進み、屋根瓦も落ち重って非常に危険になったので、今回新しく建立したいとして藩に援助を願った。

原文

当院

門之義、先年ヨリ甚及破損候而、柱杵相朽候所、

外側板ニ而相はき加修覆有之候処、其後、拙僧

入院仕候而より、十箇年ニ而相成候得は、又々右相繕

候処、其外惣而及破損、尤屋根瓦ニ而落重リ御座

候得者、風雨之節杯甚危奉存候、依之何卒

更ニ建立仕、向後永々及破損不申候様ニ仕度

奉存候得共、自力ニ難及候ニ付、今般別帳ニ入用

金高相認奉願上候、御時節柄之儀、恐多奉存

候得共、御賢察之上御憐憫を以、右願之通

被仰付被為下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

安永七戌年（一七七八年）十二月

笠置山

多聞院

御加判御奉行様

資料四

寛政九年（一七九七年）六月 寄託文書一三二号

毘沙門天堂再建願い

解説 多聞院本尊毘沙門天は従来般若台の持仏堂に安置されていたが、持仏堂が先年焼失し、そのまま本尊を多聞院仮仏間に安置していた。今回、資金を寄付する人が出てきたので梁行二間、桁行二間半で年来の再建の願いを成就致したいという要旨。

般若台は多聞院から南に二十間の丘にあり風当たりが強いため、今回、建物は多聞院座敷続きに再建したいと奉行に了解を求めている。江戸時代初期、多聞院が般若台にあったことは「城州鹿鷲山笠置寺絵図」にて判明する。現在位置に移ったのはこの寛政年間の再建による。

原文

一当院本尊毘沙門天、往古ハ般若台ト

申持仏堂ニ奉安置罷有候処、先年

焼失仕、其後院内仮仏間ニ奉安置罷

在候、依之年来右持仏堂再建之志願ニ

御座候得共、時節不至候而等閑ニ罷成候所、

此度有信之輩御座候而再興之儀候ハ、寄進

可致由相進被呉候ニ付、何卒年来之志願

成就仕度奉存候、尤持仏堂之儀ハ、梁行

式間、桁行式間半ニして、随分省略ニ仕、再建

仕度奉存候、然ル所、右申上候般若台旧跡

之儀、院内ヨリ式拾間計相隔リ、南之方小高キ

場所ニ而御座候ニ付、甚風雨強相当リ候得者、

今般再建之儀ハ、院内之座舗続ニ再建仕度

奉存候、右願之趣、何卒御聞届被成下候ハ、

難有可奉存候、以上

笠置山

多聞院印

寛政九巳年（一七九七年）六月

御加判奉行様

資料五



資料五

寛政九年（一七九七年）九月 寄託文書一三二二号

毘沙門天堂再建大工承認願い

解説 同年六月の多聞院毘沙門天堂再建願いは許可された。資料一三二二号は南笠置村庄屋連名で、再建に携わる大工が役所に伺いを行ったもの。

折返しの表紙には「中井藤三郎様江願控」とある。

原文

城州相楽郡藤堂和泉守様御領下、笠置山  
般若台持仏堂、先年破壊ニ付、仮堂建立、  
従御地頭被仰付候、

南笠置村庄屋

善右衛門<sup>㊦</sup>

屋祢瓦

梁行式間

桁行式間半



右般若台持仏堂、先年破壊ニ付、此度仮建  
申度由ニ御座候、右細工、私可仕候哉奉窺候、以上

南笠置村大工

寛政九巳年（一七九七年）九月

平吉<sup>㊦</sup>

加茂大工頭

丈助

藤三郎

中井主水様

資料六

享和三年（一八〇三年）八月 寄託文書一三五号  
毘沙門天堂再建入用下積帳

原文

綴りの表紙

享和三年  
笠置山多聞院破損ニ付繕ひ入用下積帳  
亥八月  
ひかへ

一銀六百〇七匁五分七厘

破損ニ付繕ひ

普請入用控

内

拾五匁

檜末木壺尺物六本取

式拾四匁

杵桁四間半末口四寸

四本計

十九匁式分

杵七尺五寸□木

三十式本代

式匁七分

ひさし角木

壺丈物壺本外

十式匁五分

松たる木□二四寸

式間五十代

□四匁

ひさし屋祢□杵

五百板六間代

六拾八匁九分

杵皮四十八間代

松敷鴨居入用

式匁四分

式四寸壺間半四丁代

右同断壺間式丁代

七匁九分

表戸壺枚代

八匁四分

松椽かざり三寸二

三寸五分式間半式本代

式匁六分

右同断壺間半

壺本代

拾五匁

弥た入用松沓間

たる木三拾本代

□五十九分式厘

松根板五□二三寸

式間式十七本代

三拾四分□五厘

釘四拾沓把代

式百八拾匁

大工手間八拾人分

式匁八分

繩すきわら

かへ下地入用

七拾五匁

古反手間並

小手間両とも

ノ

一銀三百四拾八匁

屋祢ふきかへ外に

小屋少々繕ひとも

入用銀高

内

百九拾四匁

かやふき□代

笠置山上ケ手間共

拾六匁式分

繩代

拾匁五分

竹三わ半代

七拾五匁六分

屋根ふき手間代

五拾式匁

小手間□行共

□六人分

一銀式百拾三匁四分

兩二仕かへ入用

銀高

内

十六匁

□床代

六十九匁

四疊分

拾四匁

表□□□代

六匁

床ゞ直し

三匁式分

□え□拾七疊分

沓匁八分

□□代

四拾沓匁六分

□紙代

四拾沓匁六分

□□□代

四拾沓匁六分

かわら八□

十式匁八分  
十七匁五分

三拾式疊分  
□□□束代  
床□七疊  
直し手間、

✂ 三拾老匁五分

三十式疊縁付  
手間九人代

合老貫百八拾九匁六分七厘

内四匁 古木売払代引

✂ 老貫百八拾五匁六分七厘

資料七

毘沙門天堂にての供養の祈祷札

出典 笠置寺所蔵の棟札

解説 平成十五年に毘沙門天堂改築のため旧堂を取り壊した際に発見されたもので、棟札  
一は寛政十年（一七九八年）のもので、

「文化元年（一八〇四年）の多聞院住職の名が記されている。なおこの住職の石塔は上人墓  
に残されている。

原文

棟札一、先住快慧、現住実運ということは寛政十年九月二十八日の入仏供養



棟札二、文化元年（一八〇四年）の修復



棟札三表、明治二十九年暴風破損、同三十一年修繕

笠置寺現任尊応の名前はこの棟札に残るのみで他には出てこない。要調査事項である。



棟札三裏、



資料八

享和四年（一八〇四年）一月 寄託文書一三七号

毘沙門天堂再建、結縁灌頂執行の建札願い

解説 毘沙門天堂が完成し、入佛供養結縁灌頂執行の際、参詣人を集めるための興行を計画し、藤堂藩に許可を求め、同時に建札を諸所に立てるための許可も願ひ、まず藤堂藩の許可を得て、その後願い書を京都町奉行に提出した。

笠置寺の署名は通常、藤堂藩への文書では福寿院、多聞院、文殊院など坊の名で出状しているが、対外的には原文最後にあるように鹿鷲山笠置寺の名を使用している。

原文

乍恐奉願口上書

一当寺山内毘沙門堂之義、楠正成守本尊、毘沙門天安置

仕来<sup>リ</sup>候处、右堂及破損、此度再建仕候、依之来<sup>ル</sup>二月

廿四日ヨリ日数十五日之間、入仏供養仕、右日限中靈仏

靈宝等為<sup>シ</sup>拝并結縁灌頂執行仕度、則地頭

藤堂和泉守殿<sup>江</sup>相願候所、願之通、聞届有之候<sup>ニ</sup>付、御当地、

五条御橋西詰<sup>へ</sup>別紙写之通、建札仕并<sup>ニ</sup>大坂日本橋北詰<sup>へ</sup>も

同様建札仕度奉願候間、何卒此段御許容被成下、大坂

表之義は御添翰被下置候<sup>へ</sup>、彼地御役所様<sup>へ</sup>罷出、

右之趣御願申上度奉存候間、乍恐夫々御聞届被成候<sup>へ</sup>、

難有奉存候、以上

享和四年（一八〇四年）正月

藤堂和泉守殿領分

城州相楽郡

鹿鷲山笠置寺

年預

多聞院

御奉行所



毘沙門天



毘沙門堂堂内

鹿鷲山笠置寺  
年預 多聞院  
付添 福寿院

城州相楽郡

藤堂和泉守殿領分

享和四年（二八〇四年）子二月

縁灌頂執行仕度奉願候、御許容被成下候、難有可奉願候、以上  
一当寺山内毘沙門堂之義、楠正成守本尊、毘沙門天安置仕来リ候処、右堂及破損候ニ付修復、  
為助力来ルニ二月廿四日ヨリ日数十五日之間、右毘沙門天、此外靈仏靈宝等為拝并右日限中、結  
縁灌頂執行仕度奉願候、御許容被成下候、難有可奉願候、以上

原文

解説 前資料一三七号から建札願いを省いたもので、結縁灌頂執行の願い出。

享和四年（二八〇四年）二月 寄託文書一三八号  
毘沙門天堂再建、結縁灌頂執行願い